

第4 新たな挑戦や再挑戦がしやすい労働市場の実現

厳しい雇用失業情勢が続く中で、雇用の安定、経済社会の活性化を図るため、新たな挑戦や再挑戦がしやすい労働市場の実現に向け、官民による労働力需給調整機能の強化や雇用関係情報の積極的提供などを進め、円滑な労働移動、早期再就職の支援を強化する。

また、地域の課題に応える地域雇用開発の促進、サービス分野等における雇用創出に向けた取組の強化など良好な雇用機会の創出・確保等を図るとともに、雇用保険制度の見直しにより雇用セーフティネットの整備を図る。

1 早期再就職の促進のための労働市場の基盤整備

928億円

(1) 民間活力による労働力需給調整機能の強化 6.3億円

職業紹介制度や労働者派遣制度について見直しを行うなど、労働市場における民間活力による労働力需給調整機能の強化を図る。

(2) 雇用関係情報の積極的提供 400億円

○ しごと情報ネットの拡充 8.1億円

しごと情報ネットに、新たに派遣先情報の提供、参加機関の検索サービスなどの機能を追加する。

○ ハローワーク・インターネット・サービスの充実 7.5億円

インターネットを通じて求人情報を提供するハローワーク・インターネット・サービスについて、求人企業名等を含めた情報の提供を推進する。

(3) 公共職業安定所における再就職支援機能の強化 388億円

○ キャリア・コンサルティングの充実強化 30億円

キャリア・コンサルタントの配置及び専用コーナーの設置を引き続き推進し、公共職業安定所のキャリア・コンサルティング機能の充実強化を図る。

○ 雇用保険受給者に対する就職支援セミナーの集中的な実施 10億円
公共職業安定所において集中的かつ計画的に就職支援セミナーを実施し、再就職に関する意識改革や求人の多い職種等に関する詳細な情報提供を行う。

○ 母子家庭の母等、若年者、障害者、ホームレスの試行雇用を通じた早期再就職の促進（再掲） 108億円

(4) 自営廃業者等に対する再就職支援の実施 4億円
地域の商工団体等が、会員による就業の場の提供等に取り組む場合に、担当者の確保、カウンセリングの実施等についての支援を行う。

2 良好な雇用機会の創出・確保等 1,914億円

(1) 地域の課題に応える地域雇用開発の推進 71億円
都道府県が策定した「地域求職活動援助計画」に沿って、事業主団体が実施する就職支援活動を推進する。

(2) 中小企業における雇用機会の積極的な創出 370億円
中小企業の経営戦略の企画や製品、技術の開発などの人材に係る求人情報を収集・提供するとともに、中小企業の人材確保・育成、魅力ある職場づくりの活動を支援するための助成措置を行う。

(3) サービス分野等における雇用機会の創出 4.7億円
・有識者、関係業界及び関係省庁代表者からなる「雇用創出企画会議」を開催するとともに、関係業界等から雇用創出に有効な施策についての提案を求める。
・「サービス分野等に係る人材育成プロジェクト」を設置し、業界団体等を活用して、今後求められる人材ニーズ等の把握等を行い、人材育成計画を策定し、人材育成の取組を推進する。

(4) 雇用の維持確保に対する支援 302億円
景気の変動等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ休業等又は出向により雇用の維持を図った事業主に対して、雇用調整助成金を支給する。

3 雇用保険制度の安定的運営の確保等に向けた見直し

○ 雇用保険国庫負担金 5,148億円
厳しい雇用失業情勢が長期化する中で、雇用保険制度の安定的な運営を図るため、給付と負担の両面からの見直しを行う。

第5 多様な働き方を可能とする労働環境の整備

経済社会の構造変化の中で、生活と労働とのバランスをとりながら能力を有効に發揮するためには、働き方そのものを見直していくことが必要になっていく。このため、多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備を推進する。

また、労働者の安全・健康の確保、男女雇用機会均等の確保、労働者の安定した生活の確保など、誰もが安心して働く環境づくりを推進する。

1 多様で柔軟な働き方を可能とする労働環境整備

76億円

(1) ワークシェアリングの積極的推進 24億円

- 多様就業型ワークシェアリング導入モデル開発事業の実施（再掲）

3. 6億円

(2) 長期連続休暇の促進等活力ある働き方を可能とする環境の整備

7. 6億円

- 長期連続休暇の取得促進

6. 3億円

長期連続休暇の普及に向けて、シンポジウム開催等普及啓発、先行して取組を行うモデル企業及び事業主団体を対象とした助成等を実施するとともに、新たに業種別懇談会を設けて、長期休暇取得計画の作成を推進する。

- 職業生活活性化のための年単位の長期休暇制度導入に向けた取組（再掲）

1. 3億円

職業生活の再設計など、個人の全生涯を見据えた働き方と生活の在り方の見直しの機会を確保するため、年単位の長期休暇を付与する制度の導入に向けた取組を行う。

(3) 多様な働き方の選択を可能とする環境整備

- 労働契約に関するルールの明確化、裁量労働制の活用促進等

61百万円

労働者が主体的に多様な働き方を選択し、安心して働くことができるよう、労働契約に係るルールの明確化や裁量労働制の活用促進等について見直しを行う。

(4) 在宅就業対策の推進

1. 2 億円

在宅就業に関する労務管理の在り方を明確にしたガイドラインを策定するほか、自己診断システム等を活用して、在宅就業者への情報提供・相談援助を行う。

2 誰もが安心して働ける環境づくり

1, 449 億円

(1) 労働者の安全・健康の確保

347 億円

○ 労働者のメンタルヘルス対策の推進

4. 4 億円

労働者的心の健康づくりを推進し、併せて自殺防止にも資するため、メンタルヘルス指針の普及定着を図るとともに、労災病院を中心としてメンタルヘルスに関する相談に的確に対応することのできる体制を整備する。

○ 過重労働による健康障害防止対策の推進

82 百万円

過重労働による健康障害の防止に向けて、所定外労働の削減を促進するとともに、健康管理に係る措置の徹底を図るため、産業医に対する研修を実施する。

(2) 男女雇用機会均等の確保

17 億円

○ 女性の能力発揮促進のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の促進

9. 4 億円

女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進状況に関する客観的な評価や目標の設定のための基準値を開発、提供すること等により、企業における取組の一層の促進を図る。

(3) 労働者の安定した生活の確保

1, 070 億円

○ 未払賃金立替払制度の適正な運営

275 億円

企業倒産により賃金が未払のまま退職させられた労働者に対する未払賃金立替払制度について、迅速かつ適正な運営を行う。

○ 労災補償の迅速かつ適正な運用

606 億円

増加傾向にある過労死事案等に係る労災請求について、的確に対応し、労災保険給付の迅速・適正な処理を推進する。

第6 活力があり、安心できる高齢社会の実現

急速に高齢化が進展する中、国民の一人一人が健康で活力のある社会を実現するため、健康づくり施策やがん等生活習慣病予防を推進し、65歳までの雇用の確保や高年齢者再就職を促進するとともに、様々な形態で高齢者が就業し、社会参加できるよう支援する。

また、介護保険制度を第2期介護保険事業計画に沿って着実に実施し、必要な介護サービス基盤の整備、介護サービスの質の向上、介護保険事業運営の広域化等への支援を行う。

年金制度については、長期的に安定した信頼される制度を構築する。

1 健康寿命の増進と生活習慣病予防の推進

1,038億円

(1) 健康づくり施策の推進

977億円

○ 健康診査の実施等に関する指針の策定 9百万円

異なる検査機関で健康診断を受けた場合でも検査結果を比較することができるよう、検査の方法や事後指導等について共通の指針を策定する。~

○ 健康づくりのための「食育」の推進 32百万円

外食における健康に配慮したメニューの提供等の具体的推進方法を検討するとともに、日本人の栄養所要量を改訂するなど、健康づくりのための食育を推進する。

(2) がん等生活習慣病予防の推進

61億円

○ 最先端科学を活用したがん等の生活習慣病予防にかかる研究の推進

(メディカルフロンティア戦略関係) 47億円

ゲノム・たんぱく質科学等の最先端科学を活用して、がん等の生活習慣病の予防や早期発見のための研究を行う。また、研究成果を健康日本21の推進等に活用し、生活習慣病の減少、健康寿命の増進及び生涯にわたる生活の質の向上を図る。

- がん予防・検診研究センター（仮称）の開設（メディカルフロンティア戦略関係） 14億円

がん予防のための先端的検診技法の研究開発、最新検診技術による標準的ながん検診手法の確立及びその全国への技術移転等を推進するため、国立がんセンターにがん予防・検診研究センター（仮称）を開設する。

2 高齢者雇用対策の推進

921億円

- (1) 知識・経験を活かした65歳までの雇用の確保 506億円

定年の引上げ、継続雇用制度の導入等に対して支援するとともに、地域の事業主団体と連携した対策を強化し、65歳までの継続した雇用の確保を図る。

- (2) 高年齢者の多様な就業・社会参加の促進 194億円

- シルバー人材センター事業の推進 167億円

高齢者が生きがいを持って地域社会で生活するため、定年退職後等において軽易な就業を希望する高齢者に対し、就業機会、社会参加の場を提供するシルバー人材センター事業を推進する。

- 高年齢者共同就業機会創出支援事業 15億円

高年齢者が共同して起業することにより、自ら継続的な雇用・就業機会を創出する場合に助成金を支給する。

3 介護保険制度の着実な実施と基盤整備等関連施策の推進

1兆9,579億円

- (1) 第2期介護保険事業計画の実施等介護保険の着実な実施

1兆7,161億円

- 介護給付に対する国の負担等 1兆6,194億円

平成15年度から始まる第2期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度を着実に実施する。

- (2) 必要な介護サービス基盤整備量の確保 2,316億円

- 特別養護老人ホーム等の施設整備の推進 1,290億円

各地方自治体における介護保険事業計画の見直しの状況を踏まえ、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の必要な基盤整備を計画的に行う。

- (3) 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する支援等による介護サービスの質の向上 62億円
- ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の推進 13億円
地域におけるケアマネジャーの支援体制を強化するため、関係機関との連絡調整や指導助言等の援助を行うケアマネジメントリーダーの養成を進めるとともに、ケアマネジャーに対する個別相談窓口の設置等を行う。
 - 在宅サービス、施設の管理者等に対する研修事業 1.4億円
介護サービス事業者の管理者等を対象に、苦情や事故の背景にある要因を共有し、組織的な対応の手法について事例を活用した研修を行う。また、全室個室・ユニットケアの特別養護老人ホームの特徴を活かした適切なサービスの提供を確保するため、施設管理者等を対象とした研修を行う。
 - 福祉用具技術高度化支援事業の実施 5億円
介護実習・普及センターを拠点として、福祉用具に関する適合技術等の情報を集積し、利用者のニーズに即した実用化を支援するためのモデル事業を行う。
- (4) 介護保険事業運営の広域化等への支援 35億円
- 介護保険の円滑な運営を確保するために、事業の広域化を図る市町村等に対し、システムの構築経費等への支援を行う。
- (5) 要介護認定の円滑かつ適正な実施 4.3億円
- 平成15年4月に改訂される要介護認定システムの運用について、実態調査及び評価を行い、早期に必要な改善・是正措置を講ずる。

4 長期的に安定した信頼される年金制度の構築

○ 年金給付費国庫負担金

5兆5, 855億円

物価スライドの特例措置に係る
所要額は、枠外で別途要求

- ・平成15年度の年金等の物価スライドの取扱いについては、保険料を負担している現役世代との均衡を考慮し、政府経済見通しにおける14年度の物価下落率△0.6%分を引き下げて要求する。今後、物価、賃金、公務員給与の状況、年金制度の現状及び基本的考え方、社会保障全般における給付と負担の状況等を総合的に勘案し、予算編成過程で検討する。
- ・年金等の物価スライドの特例措置(1.7%)に要する経費の15年度における所要額(846億円)は、概算要求基準の枠外で要求する。
- ・厚生年金及び国民年金に関する過去の国庫負担繰入れの特例措置に係る取扱いについては、今後の予算編成過程において検討する。

○ 年金通算協定の推進

3.5百万円

国際的な人的交流が活発化し、また、企業間の国際競争が激しさを増す中で、年金制度への二重加入の防止及び年金受給権の確保を図る年金通算協定について、締結に向けた取組みを着実に推進する。

第7 障害者の自立・社会参加の推進と良質な福祉サービスの提供

障害者の自立と社会参加を推進するため、雇用と福祉の連携等による障害者雇用の推進、障害者の自己決定を尊重する支援費制度の円滑な施行、住まいや働く場所の確保、地域における自立の支援等を推進する。

また、ホームレスに関する特別措置法の制定を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する施策を一層推進するとともに、福祉に携わる人材の資質の向上など、良質な福祉サービスを提供するための体制整備を進めます。

1 障害者雇用対策の推進

148億円

(1) 雇用と福祉の連携による障害者の自立支援 90億円

- 職場適応援助者（ジョブコーチ）による事業の拡充 20億円
授産施設等と連携して、障害者の就職先に職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣し、職業的自立のための実践的な支援を行う事業を拡充する。
- 障害者就業・生活支援センター事業の拡充 10億円
障害者に対する就業及び日常生活に係る相談、助言等を実施する「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所を増大する。
47か所 → 87か所

(2) 障害者の雇用機会の拡大 6億円

- 障害者試行雇用事業の推進 4.8億円
事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施して、障害者雇用を推進する。

(3) 精神障害者の雇用対策の推進 6.5億円

コミュニケーションの能力や労働意欲の向上に関する指導と作業指導を組み合わせた体系的な訓練を、障害者各人の課題に応じたカリキュラムで実施するなど、精神障害者の雇用対策を推進する。

2 新しい障害保健福祉施策の展開

6,151億円

(1) 支援費制度の円滑な施行

3,302億円

平成15年度から始まる障害者がサービスを選択できる支援費制度を円滑に施行するため、ホームヘルプサービスなど各種のサービスに必要な経費を確保するとともに、都道府県及び市町村の事務の円滑化等を支援する。

(2) 障害者の地域生活に対する支援の強化

92億円

ノーマライゼーションの実現を図り、障害者が身近な地域で自立した生活を送れるよう、グループホームや小規模通所授産施設等、個人の多様なニーズに応じた各種の福祉サービスの充実を図る。

(3) 障害者のサービス利用にかかる相談支援体制の推進

119億円

障害者の意向に沿って、福祉、保健、医療等のニーズと必要なサービスを結びつける支援（障害者ケアマネジメント）の普及を図るとともに、その従事者の養成・確保を図る。

(4) 障害者の社会参加の推進

76億円

○ 障害者社会参加推進事業の充実

55億円

視聴覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業を拡充するとともに、新たに知的障害者の本人活動支援や精神障害者による当事者支援（ピアカウンセリング）等を実施する。また、身体障害者補助犬法の施行に伴い、従来の盲導犬育成に加えて、介助犬と聴導犬の育成にも取り組む。

○ 障害者の情報バリアフリーの推進

8.9億円

障害者が必要とするパソコンの周辺機器等の購入助成及びパソコンの利用方法を教えるボランティアの養成・派遣を推進するとともに、新たにボランティアの活動支援、障害者からの利用相談等を行う障害者ＩＴサポートセンターを設置する。

3 精神障害者保健福祉施策の推進

843億円

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療体制の整備及び必要な人材の養成 48億円
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療等のため、指定入院医療機関の整備、精神保健判定医の養成等を行う。
- 精神科救急医療体制の強化 32億円
在宅の精神障害者の症状悪化に対し、身近な地域において早期に適切な医療を提供できる体制を確保するため、休日・夜間対応の精神科初期救急医療輪番システムを整備し、精神科救急医療体制の強化を図る。
- 精神障害者社会復帰対策の推進 238億円
精神障害者の社会復帰を促進するため、居宅生活支援事業及び社会復帰施設の充実を図るとともに、いわゆる社会的入院患者の退院を支援するための事業を実施する。

4 ホームレスに関する特別措置法制定を踏まえた施策の推進

34億円

- ホームレス自立支援事業、ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）の拡充 22億円
ホームレスに対し、食事の提供、生活相談・指導及び職業相談・紹介等を行い、就労自立を支援する自立支援事業や、緊急一時的な居住場所を提供する緊急一時宿泊事業（シェルター事業）を拡充する。
- ホームレス総合相談推進事業の創設 3.8億円
ホームレスを多く抱える地域において、行政、支援団体、地域住民等で構成するホームレス総合相談推進協議会を創設し、巡回による相談活動等を行い、ホームレスの自立を促進する。
- ホームレス能力活用推進事業の創設 44百万円
一般雇用施策での対応が困難なホームレスに対し、都市雑業的な職種の情報収集・提供等を行う事業を創設し、ホームレスの自立を支援する。

- 技能講習、試行雇用事業の創設 7億円
ホームレスに対する技能・資格の再取得、再教育を目的として技能講習事業を拡充するとともに、自立支援センターに入所しているホームレスを対象とした試行雇用事業を創設し、ホームレスに対する就業機会の拡大を図る。

5 福祉に携わる人材の資質の向上等 51億円

- 介護施設職員等福祉に携わる人材の養成、確保及び資質の向上 12億円
福祉人材センターにおいてインターネットを通じた求人登録、職業紹介が可能となるシステムを開発し、福祉に携わる人材の確保を支援する。また、介護教員養成講習会の拡充等により、質の高い福祉人材の確保に努める。
- 福祉サービスの第三者評価等の推進 3.6億円
評価を受ける事業所をモニターとして活用した普及啓発の促進、第三者評価機関の育成支援や評価調査者の養成研修の実施など、第三者評価を推進することにより、良質な福祉サービスの提供を図る。
また、運営適正化委員会における苦情解決事業の推進を図る。
- 地域福祉権利擁護事業の推進 -3.6億円
痴呆性高齢者等判断能力の不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助等を行う地域福祉権利擁護事業の実施主体を都道府県社協から指定都市社協に拡大する。

6 生活保護 1兆4,792億円

- 就労促進等の取組み
被保護人員の増加等に伴う必要額を確保するとともに、就労の促進や居宅生活への移行の促進等により被保護者の自立助長を図る等、引き続き適切な実施に努める。